

# 共産党要望項目一覧

平成27年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
【緊急課題】	
<p>1 戦争立法に反対を</p> <p>安倍自公政権は11日、自民公明の与党協議を開き「戦争立法」(平和安全法制)に関する全条文について正式合意し、14日に閣議決定をしたうえで15日までに国会提出し、8月にも成立させようとしている。「戦争立法」の関連法案は、既存の海外派兵法制と有事法制の計10本をまとめて改定する一括法、「平和安全法制整備法」と「国際平和支援法」(派兵恒久法)の2本で構成されるが、米軍との切れ目のない戦争態勢を構築するため、解釈改憲・立法改憲によって戦後日本の国のありかたを根底から覆す「海外で戦争する国」へ作り替えるもので3つの重大な問題がある。①米国が世界で起こす戦争で、自衛隊が従来の「戦闘地域」まで行って軍事支援を行い「殺し殺される」危険が格段に高くなる②PKO法改定でISAFなどPKOと関係ない危険きわまる活動に自衛隊が参加する③日本がどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権の行使で米国とともに海外で戦争する一などもりこまれている。また、安倍首相がまだ国会で議論もされていない「戦争立法」について、米議会で夏までの成立をすると対米公約したことは議会制民主主義、立憲主義を首相自ら放棄したものであり、断じて許されない。強く抗議し撤回を求めること。</p>	<p>安全保障法制については、国民的理解を大切にしながら、国政の場において慎重かつ十分な議論をしていただきたいと考えている。</p>
<p>2 「残業代ゼロ」「生涯ハケン」につながる労働法制改憲に反対すること。</p>	<p>労働法制改正案については現在国会において審議されているところであるが、新制度が賃金カットや派遣労働者の固定に繋がらないよう、国の監視の強化が求められると考えている。国の今後の対応を注視していきたい。</p>
<p>3 国民健康保険法改定案(国保の広域化・保険料を引き上げ必要な医療を削る)に反対すること。</p>	<p>国保基盤強化協議会(国と地方の協議の場)において、この2月12日に議論のとりまとめが行われ、平成30年度からの広域化に伴う公費負担の拡充や都道府県と市町村の大まかな役割分担などが示され、改正法案が現在国会で審議されている。</p> <p>全国知事会としても最終的に広域化に伴い投入される国費の総額は今後の高齢化の進展に伴う医療費の増嵩への対応としては不十分と考えているが、国が持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有し、不断の検証を行いつつ必要な検討を進め所要の措置を講ずるとしていることから、国と地方</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	<p>が合意に至った。</p> <p>鳥取県としても、平成30年度からの国保運営に対する役割をしっかりと果たしていくとともに、国保が真に持続可能な制度であるよう、知事会とともに国保全般についての必要な検討と国の財政措置を求めていく。</p>
<p>4 乳児死亡事件について</p> <p>倉吉市で父親が4ヶ月の乳児を虐待死させる事件が起きた。突発的な事件とされているが、同様の事件が起きないための手立てをとるべきである。</p>	
<p>①乳児検診(医療機関や保健センター)や「こんにちは赤ちゃん」訪問(保健師や元保育士による)の際には、子どもの健康状態の点検と母親の不安への相談に乗るようになっていく。これらで接触しにくい父親への対応も位置づけること。</p>	<p>今年5月に県内で発生した乳児の虐待死事案については、発生の翌々日に緊急児童相談所長会議を招集し、事案の情報共有、今後の調査方法、及び事案の検証方針等について検討を開始したところである。さらに、県教委や県警、市などの関係機関による対策会議を開催するとともに、6月中には、外部から児童虐待の専門家を招き第1回目の検証委員会を開催し、今回の事案の検証を行い、必要な対応策を講ずることとしている。</p>
<p>②保護者への働きかけや相談は丁寧に対応できるよう、保健師も含めた体制を強化すること。また内容も「育児はこうあるべき」というプレッシャーを与えるものではなく相談しにくく見落としにつながるため、寄り添って相談にのり保護者として成長できるものにする。</p>	<p>また、「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」及び乳幼児健診については、虐待の発見や防止のスキームとして有効な手段であり、引き続き市町村と児童相談所の連携を図っていく。</p> <p>【6月補正】 健やかな妊娠・出産のための応援事業(児童虐待防止緊急対策) 1, 445千円</p> <p>【6月補正】 児童虐待防止広報啓発強化事業(児童虐待防止緊急対策) 1, 000千円</p>
<p>③乳幼児検診にあたる市町村と県の児童相談所との連携を密にする体制を構築すること。</p>	
<p>5 県立美術館</p>	
<p>知事が知事選で掲げた美術館建設は撤回すべきである。県民が享受する文化的施策を推進することは大切なことだが、美術館は展示だけでなく保存・研究も必要であり、建設費・維持管理費に大きなお金を必要とする。建設費の試算も示されず、県民合意も図られてないまま、県民の暮らしが大変な時に美術館建設ありきで話を進めるのは間違いである。</p>	<p>鳥取県立博物館現状・課題検討委員会から受けた「自然、歴史・民俗、美術の3分野のいずれかのために新たな施設を整備するとともに、現在の建物に残る2つの分野のための施設に改修することを基本として考えるべき」との報告を踏まえ、またメリットが多くデメリットが少ないことや県民アンケートの結果、さらには今回の選挙結果等で表された民意も勘案して美術分野の施設(美術館)を新たに整備する方向で検討することとしたもの。</p> <p>平成27年度は、美術館整備の基本構想を県内外の有識者等で組織する検討委員会で審議・作成していただくよう6月補正による対応を検討している。</p> <p>この構想では、美術館の基本的な設置目的・理念、性格や機能、施設や規模等のほか、必要経費の概算等も示すこととしており、その内容については、県民の議論や意見をよく聞き、県民合意を得ながら検討していくこととしている。</p> <p>【6月補正】 美術館整備基本構想策定事業 9,891千円</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<b>【要望事項】</b>	
1 TPP交渉からの撤退を	
<p>TPP交渉の大筋合意に向けた動きが活発化している。政府はアメリカの自動車部品関税の一部を2.5%引き下げの提案に対し、牛肉の関税は4分の1の9%に、豚肉関税は10分の1の50円に大幅引き下げ、アメリカ米の輸入を現在の主食用輸入枠(SBS)と同量の10万トン増やすことで応じようとしている。すでに国会決議は破られている。このまますすめば、農業を基幹産業とする鳥取県では甚大な影響を受ける。米議会では現在、議会がもっている交渉権限を米大統領にゆだねるTPA(大統領貿易促進権限)法案が審議されており、同法案には、締結された協定に不満がある場合、議会は大統領に与えた権限を撤回しやすくする仕組みが盛り込まれている。この法案の概要によると、(上院下院の一方が決議をした場合)迅速な審議手続きが適用されない規定があり、米議会がTPP協定を修正・再交渉を求める仕組みができています。このような交渉からは撤退すべきであり、傍観している時ではない。政府に強く撤退を求めること。</p>	<p>政府は「重要5品目は守る」との姿勢で交渉に臨んでいるところであり、県としてはその状況を注視し、必要な農林水産業対策を国に求めていく。</p>
2 生活保護	
<p>①住宅扶助基準・冬季加算引下げの撤回を求めること 厚生労働省は、2015年度から生活保護の住宅扶助基準と冬季加算の引き下げを決めた。厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会は2015年1月にとりまとめた報告書では、生活保護利用世帯の最低居住面積水準の達成率が一般世帯を大きく下回っていることから、より適切な住環境を確保する方策を求めていた。しかし、厚生労働省は、改善することなく、特に複数世帯の基準は大きく引き下げられた。この住宅扶助基準引下げによって、生活費を切り詰めたり、家賃滞納で住宅の明け渡しを求められる等の事態の発生も懸念される。住宅扶助基準をもとに戻すよう求めること。 また、11月から3月に支給される冬季加算は、報告書でも、「一般低所得世帯における生活扶助相当支出額</p>	<p>今回の住宅扶助の見直しは報告書の提言をもとに、地域の家賃水準やより適切な住環境を確保するという視点を踏まえてなされたものと認識している。また、同様に、冬期加算額の見直しについては報告書の検証そのものが「冬期における健康で文化的な生活の維持のために不可欠なものとして増加する支出が冬期加算額によって賄えるか」ということを考慮してなされたものであり、国の見直しはその報告書の検証を踏まえたものと認識している。 以上により、現時点で住宅扶助及び冬期加算の見直しの撤回等を国に求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>の冬季増加分と冬季加算を単純に相対比較するのではなく、冬季に増加する支出が、冬季加算額によって賄えるか」を検証する必要があるとされているのに、厚生労働省は、その検証をしないままほとんどの地域・世帯において冬季加算額を引き下げることとした。しかしながらこの間、消費税増税、物価上昇など一般世帯でも7割が苦しくなった、ゆとりがなくなると答えているのに、連続する生活保護基準引き下げのもとでの冬季加算引下げは保護世帯のいのちをも奪うに等しい行為である。国に中止を求めるとともに、県独自に福祉灯油並みの支給を検討すること。</p>	
<p>②夏季加算を充実すること。</p>	<p>夏季加算の創設について、従来から国に要望してきたところである。</p>
<p>③収入申告漏れを理由にした一方的な支援の打ち切り等、生存権侵害をしないこと。</p>	<p>生活保護法等関連法令等に基づき、適正な保護実施について福祉事務所に引き続き指導をしている。</p>
<p>3 国保・医療・介護</p>	
<p>①国保の広域化に反対し、抜本的国庫負担増を国に求めること。</p>	<p>国保基盤強化協議会（国と地方の協議の場）において、この2月12日に議論のとりまとめが行われ、平成30年度からの広域化に伴う公費負担の拡充や都道府県と市町村の大まかな役割分担などが示され、改正法案が現在国会で審議されている。</p> <p>全国知事会としても最終的に広域化に伴い投入される国費の総額は今後の高齢化の進展に伴う医療費の増嵩への対応としては不十分と考えているが、国が持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有し、不断の検証を行いつつ必要な検討を進め所要の措置を講ずるとしていることから、国と地方が合意に至った。</p> <p>鳥取県としても、平成30年度からの国保運営に対する役割をしっかりと果たしていくとともに、国保が真に持続可能な制度であるよう、知事会とともに国保全般についての必要な検討と国の財政措置を求めていく。</p>
<p>②国保料の引き下げのため、市町村国保会計に財政支援をすること。</p>	<p>国保制度は、国が将来を見据え制度全体をしっかりと考えるべきものであり、県は法に基づく応分の負担を行うよう役割を担っており、法定外の新たな負担をすることは考えていない。</p>
<p>③障害者等の特別医療費は元の無料化に戻すこと。</p>	<p>特別医療対象者（障がい者）の一部負担金は、特別医療費助成制度が安定し、持続可能な制度となるよう、平成20年4月に導入されたものであり、導入にあたって市町村民税「本人」非課税者に係る一部負担金の月額負担上限額を通常の助成対象者の半額に軽減し、低所得者に対して既に一定の配慮を行っているため、これ以上の負担軽減は考えていない。</p>
<p>④腎透析患者の通院のための県独自の交通費補助をすること。</p>	<p>人工透析患者に対する交通費補助については、まずは市町村で検討すべき事項であり、さらに一定程度広がっていることから、県において助成制度を設けることは考えていない。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>⑤鳥取県は成人用肺炎球菌ワクチンの接種助成に全国的にも先進的に取り組んできたところであるが、平成26年10月から、予防接種法に基づく定期接種に追加された。予防効果はおおむね5年とされているが、過去に摂取したことのある方は対象外となっているが、対象とすること。また生活保護世帯の方は、医療機関での自己負担金全額を後日助成することになっているが、6,000～7,000円程度の費用が必要であることから摂取しにくい。医療機関ではあらかじめ申し込みをするので、還付方式でなく窓口負担をなくすこと。</p>	<p>予防接種法に基づく定期予防接種については、接種対象者も含め、国が責任を持って制度化すべきものとする。</p> <p>また、定期予防接種に係る自己負担金の徴収方法等については、実施主体である市町村において検討、決定されるものとする。</p>
<p>⑥「お泊まりデイサービス」の国のガイドラインが示されたが、すでに県ガイドラインでの対応も進んでおり、事業所、利用者とその家族等関係者との理解と納得を大切にする進め方をし拙速に押しつけることがないようにすること。小規模デイサービス事業所のスプリンクラー設置助成、特別養護老人ホーム、小規模多機能施設等の不足している高齢者のケア施設を増設し、行き場を失う高齢者が出ないようにすること。</p>	<p>現在、県の指針(ガイドライン)に基づく宿泊サービス実施事業者からのサービス実施状況報告書の提出をいただいているところであり、この報告による現状の把握、現場や関係者の意見の聴取などの行程を経た上で、国の指針に合わせることを検討していきたい。</p> <p>小規模なデイサービス事業所においては日中の円滑な避難が可能であり、また、これに併せて自主事業として宿泊を行う場合は事業者自らが関係法令に適合させるよう設置すべきものであるため、補助は考えていない。</p> <p>なお、地域密着型サービス施設等の整備について、市町村が計画する場合は整備を支援したい。</p>
<p>⑦「日本遺産魅力発信事業」がスタートし、第1回の認定に「六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～」として「三徳山・三朝温泉」が選ばれた。三朝医療センターは27年度で閉鎖することが決まったが、地元紙にも投稿があったように医療と温泉をセットにした「湯治施設」には全国から患者が集まり、その閉鎖を残念に思っておられる。観光面だけでなく、温泉療法、湯治とのセットで売り込むことで、施設を継続するよう国や岡山大学に検討を申し入れること。</p>	<p>岡山大学病院三朝医療センターのあり方に関するワーキンググループを地元医師会、三朝町、岡山大学、県等の関係者で設置し、協議した結果、三朝医療センターが担ってきた医療機能を三朝温泉病院が継続（中部医師会による寄附講座を三朝温泉病院に設置（岡山大学が医師2名を派遣））することとなっている。</p> <p>なお、三朝医療センターの施設の活用については、大学、町、県が協力して検討していく。</p>
<p>⑧厚生病院の給食の外部委託禁止 六月補正予算で厚生病院の給食外部委託があがっているが、給食は治療の一環であり、県職員による技術と経験をつみあげた専門性を維持し、患者に食事を提供すること。安易に民間委託しないこと。</p>	<p>厚生病院の給食調理業務は正職員と非常勤職員で行っているが、近年、非常勤職員の確保が難しい状況が続いており、治療の一環として重要な役割を担う給食の提供体制維持が極めて危うい状況に陥っていることから、安定的な供給体制を確保するために、外部委託を行うものである。</p> <p>委託にあたっては、正職員は引き続き調理業務に従事するほか、現在の非常勤職員についても、雇用と業務の継続を念頭に委託業者に雇用を働きかけるとともに、移行への十分な準備期間を確保し、引き続き、安全で安心な給食の提供体制を確保することとしている。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等						
4 社会福祉法人指導							
<p>「あすなる会」の不適合会計問題は、金融機関からの借入金約4億円は法人側が返済する旨の和解が行われ、法人に多大な損失をもたらすこととなった。事件当時の役員の責任は非常に大きい。当時の役員やその親族による同法人への関与が、法人の資材購入や役員体制に及んでいないか、しっかりとチェックすること。</p>	<p>社会福祉法人あすなる会については、不適切な法人運営を理由として平成21年度に改善措置命令を出し、改善状況について注視しているところであり、役員体制等も含め、今後も引き続き適正な運営に向けて指導していく。</p>						
5 障がい者							
<p>①障がい者作業所・福祉サービス事業所での食事提供加算制度(自所調理が基本)について、県当局の認識と説明の誤りで、対象外となる事業所に加算支給されていた。事業所に対して県当局に誤りがあったことを謝罪すること。同時に加算がなくなることで、昼食代が値上がりしそれによって利用者が利用をやめてしまった事態も生まれている。また加算を受けるためには調理場設置が必要で体力のある事業所しか加算措置が受けられない。いずれにしても同加算は時限的でいずれ廃止される予定である。事業所を利用する障がい者にとって、昼食は楽しみであり支援の一つである。そうした観点にたち、事業所の昼食代に対する県独自の加算制度を創設すること。</p>	<p>県では、支給要件について誤った認識をしていた時期があったが、その後は正当な支給要件について、事業所に対する集団指導において説明や注意喚起をしてきた。食事提供体制加算の支給を受けている障害福祉サービス事業所について、支給要件を具備しているかどうか改めて調査をしたい。</p> <p>なお、食事代は、事業所の利用の有無にかかわらず、本人が負担すべきものであることから、県独自の加算制度を創設することは考えていない。</p>						
<p>②大阪府箕面市のような障がい者事業所への工賃助成制度を創設すること。</p>	<p>箕面市の制度は、一定の要件を満たして障がい者を雇用（一般就労）する事業所へ賃金補填を含む運営費助成を行うものであり、障害福祉サービス事業所を対象としたものではない。</p> <p>県としては、工賃3倍計画に基づき障害福祉サービス事業所を支援することにより、障がい者の工賃や技能の向上を図ることとしているため、箕面市のような制度を創設することは考えていない。</p>						
6 子育て支援							
<p>① 保育料軽減        県は第3子の保育料無償化を決めたが、一人目の高い保育料のため、妊娠を躊躇する声も多く聞く。第1子からの軽減措置も併せて実施すること。</p>	<p>保育料の完全無償化については、市町村と協働により取り組む必要があり、県及び市町村で相当な財政的負担が生じるため、全ての児童を対象とした完全実施については国全体での幼児教育無償化実現等が進まない限り困難であるが、全国で唯一鳥取県として、少子化が地域に深刻な影響を与える中山間地での保育料無償化拡充と併せ、第3子以降の保育料を年齢・所得制限なしで無償化することについて、6月補正で実現することを検討している。</p> <table data-bbox="896 1340 1904 1460"> <tr> <td>中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業</td> <td>39,542千円</td> </tr> <tr> <td>【6月補正】中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業</td> <td>7,870千円</td> </tr> <tr> <td>【6月補正】第3子以降保育料無償化事業</td> <td>325,807千円</td> </tr> </table>	中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業	39,542千円	【6月補正】中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業	7,870千円	【6月補正】第3子以降保育料無償化事業	325,807千円
中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業	39,542千円						
【6月補正】中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業	7,870千円						
【6月補正】第3子以降保育料無償化事業	325,807千円						

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②保育施設での虐待・死亡事故を防ぐために 厚労省が2004年から2014年に起きた死亡事故をまとめたところ、163人の子どもが死亡し、認可外施設での死亡事故は7割に上ることが明らかとなった。また保育施設内での虐待事例などもあとをたたない。鳥取県内でも昨年事例があったが、実際には行政によるチェックではなく内部告発によって発覚したことからすると、少なくとも研修状況参加チェックの実施や抜き打ち検査を実施すること。検査の実行には保育経験者の同行を義務付けること。</p>	<p>認可外保育所（届出保育施設）の指導監督については、児童福祉法第59条及び厚労省通知に基づき、毎年1回の立入検査を実施しており、問題点が認められたときは、文書指摘を行い、その是正改善の状況について報告を求めるほか、重要事項については、特別監査の実施等の措置を講じている。</p> <p>また、昨年度は、県内の届出保育施設で虐待事案が発生したことを受けて、全施設の抜き打ち調査を実施するとともに、施設職員を対象に虐待防止に向けた研修を行った。さらに、本年度から、施設内における虐待や問題点などを早期に把握するため、県及び市町村のHPから匿名で直接通報できるシステムを市町村と連携して構築する予定であり、過去の立入検査の状況を踏まえた上での抜き打ち調査の継続実施も含め、引き続き監査体制の充実と施設の職員の資質向上に向けた研修の充実に取り組んでいく。</p> <p>なお、県が実施する研修への施設の参加状況については、毎研修ごとに確認をしており、また検査には、これまでも保育士資格を有する専門職員（保育専門員）が同行している。</p>
<p>③子どもの医療費は窓口負担をなくし、高校卒業(18歳)まで完全無料化をすすめること。</p>	<p>小児特別医療費助成については、市町村との協働により取り組んでいるものであり、今般、18歳になった最初の年度末まで対象者を拡大することを検討しているが、窓口負担をなくし完全無料化を行うこととした場合は、県及び市町村において相当な財政負担が生じるため、実施は困難である。</p> <p>【6月補正】特別医療費（小児）助成事業費（市町村システム改修等助成） 11,351千円</p>
<p>7 中小企業・誘致企業等対策・地域経済</p>	
<p>①高知県はこの4月から、県としては全国でも初めて地域商店街の活性化をはかることを目的として商店リニューアル助成制度「店舗魅力向上事業費補助金制度」を創設し、県の商工団体連合会や県商店街振興組合連合会などから期待の声があがっている。先行して始めた群馬県高崎市でも当初予算1億円を4.4億円にふやすなど地域経済の活性化に役立っている。鳥取県内でも実施するよう検討すること。</p>	<p>高崎市で実施されている「まちなか商店リニューアル助成事業」のように、店舗リフォーム補助を内容とし、地元商業の活性化を目的とした事業については、来街者ニーズ等を踏まえて市町村がまちづくり方針等に沿って実施するべきであると考えます。</p> <p>既に県では、市町村と協調した商店街の環境整備等への支援に加え、個々の事業者が取り組む経営革新や設備投資等に対する支援制度を設置して拡充を図っており、これまでも多くの事業者に活用いただいている。リフォームに対する単独助成制度の創設については考えていない。</p>
<p>②住宅リフォーム助成制度は全国で35%の自治体を実施している。市町村と県の事業を併用できる制度にするなど地域経済の波及効果のすそ野が広く、実施自治体では住民・事業者に歓迎されている。鳥取県でも実施に向け検討をすすめること。</p>	<p>住宅の改修に対する支援については、単なるリフォーム助成ではなく、県産材活用等の政策テーマを持って行うことが望ましいと考えており、現行の「とっとり住まいる支援事業」では、県産材を0.3立法メートル以上活用して実施する住宅リフォームについて助成を行っているところである。また、当事業は予算規模や継続年数では全国最大規模であり、地域経済への波及効果は高いものと考えている。</p> <p>各市町村においては、独自のリフォーム助成やバリアフリー化に対する助成など地域の実情に応じた助成制度を実施しているところもあり、今後も市町村と連携、補完し合いながら、政策目的に沿ったものであれば必要に応じて制度拡充を検討する。</p>
<p>③小規模事業者登録制度を復活させること。</p>	<p>総務部が発注する県庁舎修繕及び鳥取市内の職員宿舍施設修繕においては、従来、小規模修繕事業希望者登録制度を設け実施していたが、既存の鳥取県建設工事入札参加資格者登録制度との合理性、</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>公平性を考慮した結果、平成21年8月末に廃止し、現在は、鳥取県建設工事入札参加資格者登録制度を利用して発注している。随意契約で行う小規模な修繕、工事であっても公正性の観点から入札参加資格者の中から業者選定することを原則としており、今後もこの方針により行う。</p>
<p>④鳥取県企業補助金のニッチトップ加算を受け取っている企業は、国のモノづくり補助金2回、更に県立地補助金を活用し県産業技術センター横に研究所を設置している。しかし研究所が常時稼働しているわけではない。企業立地補助金の常時雇用人数の要件を満たしているかどうか書面以外の実施調査をすること。また、県補助金を受け取った企業の経営状況や稼働状況を県民に公表すること。</p>	<p>企業立地補助金に係る常時雇用人員に関する調査については、補助金交付の際には実地で検査の上、確認している。</p> <p>企業の経営状況については、企業の競争上の地位や利益を損なうこととなり公表することは考えていないが、コンプライアンス違反や事業目的の達成が困難な状況と判断されるような場合は公表することとしている。</p>
<p>⑤中小企業の家賃・機械リース等の固定費補助をすること。</p>	<p>中小企業に対する県の助成制度は、雇用の維持・確保に向けた新事業展開や商品開発などの取組を積極的に行う企業を奨励するものであり、その中で対象となる設備リース費用等についても補助対象としているが、中小企業の固定費を無条件に助成することは考えていない。</p>
<p>⑥「まんが王国」、DBSクルーズ船や異常に高い企業誘致補助金等の「よびこみ型」の経済対策は内需主導に転換すること。</p>	<p>まんがは、クールジャパンのひとつとして世界から注目されており、本県の強みのひとつであることから、観光客誘致促進を推進する際に非常に有効である。今後も引き続き、元気でやる気のある地域・団体等と連携をし、積極的にまんがを活用した観光客誘致の促進及び地域振興に取り組む。</p> <p>また、環日本海定期貨客船航路、企業立地補助金とも、最終目的は県内中小企業の海外販路確保、産業振興や県民の雇用確保であり、県内需要創出に資するものであると考えている。</p>
<p>⑦「農協解体・農業改革」法案に反対し、大規模一辺倒でなく家族経営の支援を強化すること。米価暴落に対する直接補てんをすること。</p>	<p>農業改革については、農業者や農業団体、地域住民などの現場の意見を踏まえ、慎重に検討するよう国に要望してきたところであり、今後も現場の声を踏まえた農業改革となるよう、国に求めていく。</p> <p>また、本年3月には、家族経営を含め、多様な担い手が活躍できる環境づくりに主眼を置きながら「鳥取県農業活力増進プラン」をとりまとめたところであり、着実にプランを推進する。</p> <p>米の需給調整と米価の安定化は国の責務であり、県独自の支援制度の創設は考えていない。なお、米価暴落に対する直接補填については、国が農業経営全体に着目した収入保険制度の検討を進めているところであり、その検討内容を注視していく。</p>
<p>8 労働</p>	
<p>①ブラック企業、ブラックバイトを規制する県条例を制定し、違法・脱法の働き方をなくすこと。</p>	<p>労働関係の監視・規制は国の専権事項であり、県独自で条例化することは困難であるが、違法・脱法の働き方をなくすことについて要望があったことは労働局に伝えたい。</p>
<p>②労働法違反を繰り返している企業の補助金は停止するルールをつくること。</p>	<p>鳥取県補助金等交付規則の規定により、補助金の対象事業に関する法令に違反した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができることとなっている。</p> <p>労働法令違反への対応についても、この規定に基づき各補助金ごとに個別に判断することとしている。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>③県は1万人正規雇用を掲げているが、福祉分野は処遇が悪く雇用の定着率が悪い。滋賀県のように、県独自の福祉・介護人材処遇改善事業を実施すること。</p>	<p>平成27年度介護報酬改定の処遇改善加算は、介護職員の賃金改善と職員の離職防止のための取組が可能となる仕組みとなっており、県独自で加算を上乗せする助成制度は考えていない。</p>
<p>9 原発・エネルギー</p>	
<p>①島根原発1号機が4月30日正式に廃止され、中国電力は廃炉に向かう「廃止措置計画」を策定することになる。今後原子炉の解体に向けた長い工程が動き出すが、改めて立地自治体と同等の安全協定にするよう見直しを中国電力に求めること。</p>	<p>従前より、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応をすることを求めるとともに、安全協定を立地自治体と同等の内容に改定するよう強く求めている。</p> <p>さらに、平成27年3月18日の1号機廃止決定の報告を踏まえ、3月19日と5月15日に行った廃止に係る申し入れにおいても、安全協定を立地自治体と同等の内容に改定するよう求めているが、引き続き、中国電力に改定を繰り返し求めていく。なお、平成25年3月15日、中国電力からの文書で、協定の運用面については、立地自治体と同様であることを確認している。</p> <p>【見直しを求めている内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①計画等の報告（協定第6条）を、「発電所の増設計画等に対する事前了解」へ</li> <li>②核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡（要綱第4条）を、「事前連絡内容に核物質防護情報（輸送日時、経路等詳細情報）を含める。」へ</li> <li>③現地確認（協定第11条）を、「立入調査」へ</li> <li>④立入調査に基づく適切な措置の要求[新設]</li> </ul>
<p>②原発の使用済み核燃料や放射性廃棄物の処理について国自体の使用済み核燃料などの廃棄物処理方法は定まっていない。中国電力は1号機の使用済み核燃料について再処理工場への搬出ができるまで2号機、3号機の核燃料プールに保管する意向だが、2号機の再稼働、3号機の稼働は処理方法も決まっていない核のゴミを増やすだけであり認められない。加えて関西電力高浜原発3、4号機(福井県高浜町)に対して福井地裁は、原子力規制委員会が策定した原発の新規制基準について、「緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」「合理性を欠く」と指摘し、再稼働を差し止める仮処分決定が下された。新規制基準の問題点を厳しく指摘したものであり、原発再稼働を進める政府に警鐘を鳴らしている。完璧な原発はなく再稼働も新規稼働も認めない立場を貫くこと。</p>	<p>原子力発電所については、安全が第一である。</p> <p>現在島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査が行われており、安全協定に基づく中国電力からの事前報告に対する回答（平成25年12月17日）や1号機の廃止決定に伴う申し入れ（平成27年3月19日）、その後の国要望等において、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること、その内容や審査結果について鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと等を中国電力や国に強く求めている。</p> <p>※平成27年3月19日、2月10日、1月9日、平成26年11月20日、7月28日、7月9日ほか 国要望</p>
<p>③再生可能エネルギーの推進普及を</p>	
<p>経産省は2030年の原発比率を20～22%としている。再生エネルギーの比率は22～24%で、うち太陽</p>	<p>本県は再生可能エネルギーの導入促進に積極的に取り組んでおり、とっとり環境イニシアティブプランにおける再生可能エネルギーの導入目標に対して105%を達成している。今後も、地域にお</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>光発電は7%、風力発電はわずか1.7%と再生エネルギーの推進に力を注ぐ世界のエネルギー政策の流れに逆行している。電力会社の系統接続問題や固定買取価格の減少などにより、県内事業者の新規発電事業への参入が抑制されているが、再生可能エネルギーへの転換は地元中小企業の仕事おこしにもつながる。国にエネルギー政策の抜本的見直しを求めること。</p>	<p>ける積極的な再生可能エネルギーの導入を図っていく。</p> <p>地域型エネルギー設備導入推進事業 214,735千円            エネルギーシフト加速化事業 120,720千円            地域エネルギー資源活用支援事業 72,290千円</p>
<p>10 教育</p>	
<p>①学校給食費の無償化をすすめること。</p>	<p>学校給食は、学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費については設置者が、学校給食費（食材費）については保護者が負担することとされており、県としては無償化は困難と考えている。</p> <p>なお、一部の市町村においては、独自に給食費の助成を行っているところもある。</p>
<p>②高校生の通学費補助制度を検討すること。</p>	<p>低所得世帯の生徒に対しては、奨学のための給付金や無利子の奨学金制度も有ることから、通学費助成については考えていない。</p>
<p>③大学生に返済不要の給付制奨学金制度を創設すること。</p>	<p>「鳥取県未来人材育成基金（仮称）」を設置し、県内の関係業界団体等の協力（基金への出捐）が見込まれる、県内の製造業、IT企業、薬剤師の職域（薬局、病院、医療機器、医薬品製造業）に就職する者の奨学金返還額に対する助成制度の創設を、6月補正において検討している。</p> <p>【6月補正】鳥取県未来人材育成基金設置事業 201,853千円</p>
<p>11 ごみ問題</p>	
<p>① 廃処分場計画について</p>	
<p>(1) 現在、産廃処分場計画の推進と産廃を規制をする部署が生活環境部循環型社会推進課となっている。分離して本来の厳しいチェックができるようにすること。</p>	<p>廃棄物処理法を所管する循環型社会推進課としては県内産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる責務を有しており、この処分場の県内整備について地域住民の安全安心が確保できるよう適切な指導を行っていくとともに、事業計画の審査にあたっては専門家等で構成する廃棄物審議会の意見も聴き厳正に審査し、指導していく。</p>
<p>(2) 4月に建設予定地周辺6自治会で県環境管理事業センターによる地域振興事業(周辺整備計画)の取り組みに対する説明が行われた。処分場建設計画に賛同する地域への地元要望を取り入れた計画を作成するため、自治会内で要望を取りまとめて6月中に提出するようにとのことである。この間事業主体の変更があり、まだ今後の見直しがどのように行われるのかも具体的に示されておらず、住民の賛否が確定していないこの時期において、先行して要望の取りまとめを行うことは許されない。金が優先され、地域の冷静な判断を危</p>	<p>4月に鳥取県環境管理事業センターが建設予定地周辺地元自治会に対して行った地域振興事業(周辺整備計画)の説明は、計画策定に相当の時間を要するとともに丁寧に住民からの意見を聞くため、取りまとめに係る事前準備、協議として地元で打診したものと伺っている。</p> <p>センターはこれまでも、地元自治会等に対し適宜説明を行うなどの対応を行ってきたが、引き続き地元自治会に対して丁寧な説明、意見集約を行った上で適切な時期における計画取りまとめをセンターに求めている。</p> <p>なお、関係住民との調整については、鳥取県産業廃棄物処理施設設置手続条例に基づき、廃棄物審議会の意見も聞きながら判断、意見調整を図って行くこととしている。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>うくし、地域コミュニティを壊す恐れがある。撤回すべきである。</p>	
<p>②一般可燃ごみ大型焼却施設の方針を県として削除すること 鳥取県は一般可燃ごみの焼却施設についてダイオキシン対策として施設の大型化推進してきた。しかし大型化は、ごみの輸送による環境悪化や莫大な建設費などさまざまな問題がある。西部地域では老朽化したごみ焼却施設建替えの議論が始まっているが、県として一般可燃ごみ焼却施設について大型化の方針の中止を明確に示すこと。</p>	<p>平成10年3月のごみ処理の広域化計画は、焼却施設の大型化によるダイオキシン類の削減を大きな狙いとして策定したものの、技術の進歩によりダイオキシン類の削減のためには必ずしも大型化の必要はなくなったのは事実である。しかし、目的の一つである熱回収には一定規模以上で安定した焼却が必要なことから、大型化の利点は失われていないものと認識している。このため、県として焼却施設の大型化を否定するような方針を明確に示すことは考えていない。 なお、一般廃棄物は、市町村の責任において処理されるものであり、どのような施設を整備するのかは各市町村の実情に応じて判断されるべきものと考えている。</p>
<p>③河原可燃ごみ施設計画については環境影響調査を厳しくチェックし、住民合意を条件とすること。</p>	<p>環境影響評価書については、環境保全の見地からの修正の必要性は認められないものの、施設の処理方式等の詳細が未決定であることから、処理方式等決定後の比較検証結果を報告すること、及び事業計画の進捗の節目ごとに環境影響の変化の見込みを報告するなどを内容とする通知を、事業者に対して行っている。 今後も、条例の規定と同等の手続きを実施することにより、処理方式等決定後の比較検証結果等を厳正に検証していきたい。 また、環境保全の見地からの住民意見については真摯に受け止め、十分な説明及び誠意ある対応を行うことを知事意見として事業者に対して通知しているところであり、県としても各種手続きの機会を通じて、引き続き丁寧な説明や適切な対応を求めていく。</p>
<p>12 自治体体制・人事管理</p>	
<p>①鳥取市の中核市移行に伴って、県は周辺4町分も含めた東部地域の保健所機能をすべて鳥取市に移管する予定であるが、財源や人材の確保の保障はない。せめて4町分は県が引き続き責任をもって対応すること。また中核市移行に伴うその他の県機能の移管についても具体的、権限・人・財源がどのようなのか、住民に明らかにすること。</p>	<p>鳥取市の中核市移行に伴い、周辺4町の県保健所関連事務を鳥取市に委託するかどうかについては、現在「中核市移行に伴う県・市協議会」、「鳥取県東部の保健所のあり方の検討会」において検討・協議しているところである。 協議の結果、周辺4町の事務を鳥取市に委託することになる場合には、現行の住民サービスが維持・向上が前提であり、それに必要な財源や人材確保について、県としてしっかり対応することとしている。 住民の皆さんへの情報提供等は、具体的な協議が整った段階で行っていきたい。</p>
<p>②地方自治法改正によって、自治体間の「連携中枢都市圏形成」や「連携協約」によって、自治体連携による住民サービスの提供が可能となっているが、本来それぞれの基礎自治体が住民に責任を負える体制をつくるのが基本である。人口減少に名を借りた、「市町村合併」「道州制」への地ならしである。現在、県と日野3町による</p>	<p>今回の「連携協約」の締結は、従来の「鳥取県日野地区連携・共同協議会」の取り組みを、一層拡充し推進することができるよう、昨年の自治法改正により新設された「連携協約」の制度に移行するものであり、県及び3町各議会の議決を得た上で、連携協約締結を進めてまいりたい。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>「連携協約」が締結されようとしているが、従来の日野3町の連携が決してうまくいっていたわけではない。これまでの取組の総括、現在の計画の内容を、地域住民にも知らせ、拙速な「連携協約」の締結はやめること。</p>	
<p>③職員の育成は、共に支え合えあう職場を作ってこそ実現するものである。しかし現在の人事評価制度は、直接の上司が部下を評価し、その内容は「管理」「実務」と「成果」が強調され、本来の「住民の福祉増進」「住民の奉仕者」としての評価ではないため、県民の為に協力しあう職場環境を壊すものとなっている。またその結果として、住民ではなく上司の顔色を伺って仕事をする職員をつくることにつながっている。評価制度を改善すること。また職員の育成は採用した県当局の責任であり、低評価された職員に実施されている「職員の訓練・教育プログラム」は、受けている職員側だけでなく、職場管理者側の指導も問題とすること。退職勧奨を働きかけた職員への「退職プログラム」という表現は廃止すること。</p>	<p>職員の人事評価は、地方公務員法において「職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力や挙げた業績を把握した上で」実施することが規定されており、評価の対象となる職務は、住民のための県の諸施策である。</p> <p>また、職員の訓練・教育プログラムは、業務遂行につまづきや支障のある職員の公務能率の維持向上や適切な職務遂行への回復のために行っているものである。</p> <p>なお、制度を定めた要綱等において「退職プログラム」という表現は用いていない。</p>
<p>13 その他</p>	
<p>①県はこのたび県独自でドクターヘリを導入することとした。関西広域連合に加入する必要性は大きく減った。広域連合から脱会すること。</p>	<p>関西広域連合は、ドクターヘリの運航のみならず、山陰海岸ジオパークの振興や関西圏域における広域観光、関西経済界と連携した中小企業施策の展開など、府県境を越えて広域的に連携・協力しながら行ったほうが効率的・効果的な事務を担っており、今後とも関西広域連合の一員とし、広域行政を進めていく。</p>
<p>②鳥取市吉方温泉町に設置予定の「免許センター」は、説明、建物の位置や杭の深さなど住民から不満も出ている。理解と納得が得られるような丁寧な説明をすること。</p>	<p>建設にあたり、住民説明会を継続して行うとともに、地域代表者や温泉組合とも協議を重ね、説明を尽くしながら作業を進めてきており、概ね理解と協力が得られているが、一部で質問等をいただいていることから、今後も、丁寧な説明を尽くしてまいりたい。</p>
<p>③鳥取市河原町山手の工業団地建設予定地に隣接する運動公園に会社「イナテック」が企業誘致されることとなった。この地域は、河原インター線の建設、工業団地建設計画によって、更なる交通量の増大が予想されていたが、その事態が前倒しされることになる。予てから近隣の福和田集落より、集落から河原インター線を横断する信号機と横断歩道の設置要望が出ているが、早急に対応すること。</p>	<p>信号機及び横断歩道の設置要望箇所については、引き続き現地の交通状況等を見ながら必要性を検討する。</p>